４　測定操作手順

［(1)～(7)　略］

(8)　証明規則第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備については、空中線端子における測定値に、測定周波数における空中線絶対利得を用いて等価等方輻射電力を算出する。

(9)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。

５　試験結果の記載方法

(1)　空中線電力の絶対値を平均電力の場合はdBm／MHz単位で、尖頭電力の場合はdBm／50MHz単位で周波数とともに記載し、工事設計書に記載される平均電力及び尖頭電力の空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付して記載する。

(2)　証明規則第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備については、等価等方輻射電力とともに空中線測定端子における測定値と当該周波数の空中線絶対利得を記載する。

(3)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとの測定値のうち最も大きな値を表示するほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

［６　略］

五　副次的に発する電波等の強度

［１　略］

２　測定器の条件等

［(1)　略］

(2)　副次的に発する電波（以下この項において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅　30MHzから1,600MHzまで
　　1,600MHzから2,700MHzまで
　　2,700MHzから7.25GHzまで
　　7.25GHzから8.5GHzまで
　　8.5GHzから10.25GHzまで
　　10.25GHzから10.6GHzまで
　　10.6GHzから10.7GHzまで
　　10.7GHzから11.7GHzまで
　　11.7GHzから12.75GHzまで
　　12.75GHzから26.0GHzまで
分解能帯域幅　１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

［(3)　略］

４　測定操作手順

［(1)～(7)　同左］

［新設］

［新設］

５　試験結果の記載方法

結果は、空中線電力の絶対値を平均電力の場合はdBm／MHz単位で、尖頭電力の場合はdBm／50MHz単位で周波数とともに記載し、工事設計書に記載される平均電力及び尖頭電力の空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付して記載する。

［６　同左］

五　副次的に発する電波等の強度

［１　同左］

２　測定器の条件等

［(1)　同左］

(2)　副次的に発する電波（以下この項において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数帯幅及び分解能帯域幅

掃引周波数幅	分解能帯域幅
30MHz以上1,600MHz以下	１MHz
1,600MHz以上2,700MHz以下	１MHz
2,700MHz以上4.2GHz以下	１MHz
4.2GHz以上4.8GHz以下	１MHz
4.8GHz以上7.25GHz以下	１MHz
7.25GHz以上10.25GHz以下	１MHz
10.25GHz以上10.6GHz以下	１MHz
10.6GHz以上10.7GHz以下	１MHz
10.7GHz以上11.7GHz以下	１MHz
11.7GHz以上12.75GHz以下	１MHz
12.75GHz以上26.0GHz以下	１MHz

ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
掃引モード　単掃引
検波モード　ポジティブピーク

［(3)　同左］